

広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十号

広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則（平成七年広島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十三条（略） （保護区内における届出を要しない行為） 一五（略） 六（略） イ ト（略） チ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 七 リーカ（略） （管理地区内における許可を要しない行為） 第十七条（略） 一九（略） 十（略） イ・ロ（略） ハ 水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第二十一条第四項第四号及び第七号から第十一号までに掲げるものを除く。） ニ リ（略） 十一（略）</p>	<p>第十三条（略） （保護区内における届出を要しない行為） 一五（略） 六（略） イ ト（略） チ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 七 リーカ（略） （管理地区内における許可を要しない行為） 第十七条（略） 一九（略） 十（略） イ・ロ（略） ハ 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第二十一条第四項第四号及び第七号から第十一号までに掲げるものを除く。） ニ リ（略） 十一（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。